

40

北神星和台第2地区

協定区域	北区京地2丁目の一部、菖蒲が丘1丁目 の一部、西山1丁目の一部（裏面 区域図参照）		認可・更新 年月日	認可 1988年10月6日
	面 積	69,315.48 m ²		更新 1998年10月6日（有効期間を延長） 更新 2008年10月6日（有効期間を延長） 更新 2018年10月6日（有効期間を延長）
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1988年10月6日～2028年10月5日（40年）

協定内容の概要

[建築物の制限]

- (1) 建築物の敷地の現況地盤面の高さの変更は認めない。ただし、建築物の基礎工事のための整地または運営委員会の許可を受けたものなど必要最小限度の変更はこれを認める。
- (2) 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から道路境界線までの距離は1メートル以上とする。ただし、次の(イ)、(ロ)、(ハ)に該当する場合はこの限りでない。
 - (イ) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの。
 - (ロ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの。
 - (ハ) 地下車庫で軒の高さが地盤面から1メートル以下であるもの。
- (3) 建築物の用途は、個人専用住宅、診療所併用住宅、診療所とする。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3（兼用住宅）、第130条の4（公益上必要な建築物）にあげるもので、運営委員会の許可を得たものはこの限りでない。
- (4) 建築物は1区画1戸建とすること。ただし、同一の土地の所有者等に属する連続した複数区画は1区画とみなす。
- (5) 建築物の高さは10メートル以下とし、軒高さは7メートル以下とする。
- (6) 建築物の各部分の高さ（北側斜線制限）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。ただし、隣地との高低差が著しい場合と隣地に公園、水面その他これらに類するものがある場合は、建築基準法施行令第135条の4の規定を適用する。

[付属建物、物置、ガレージ、塀、その他の制限]

付属建物、物置、ガレージ、塀、その他に関する基準は、別途運営委員会が定めるものとする。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

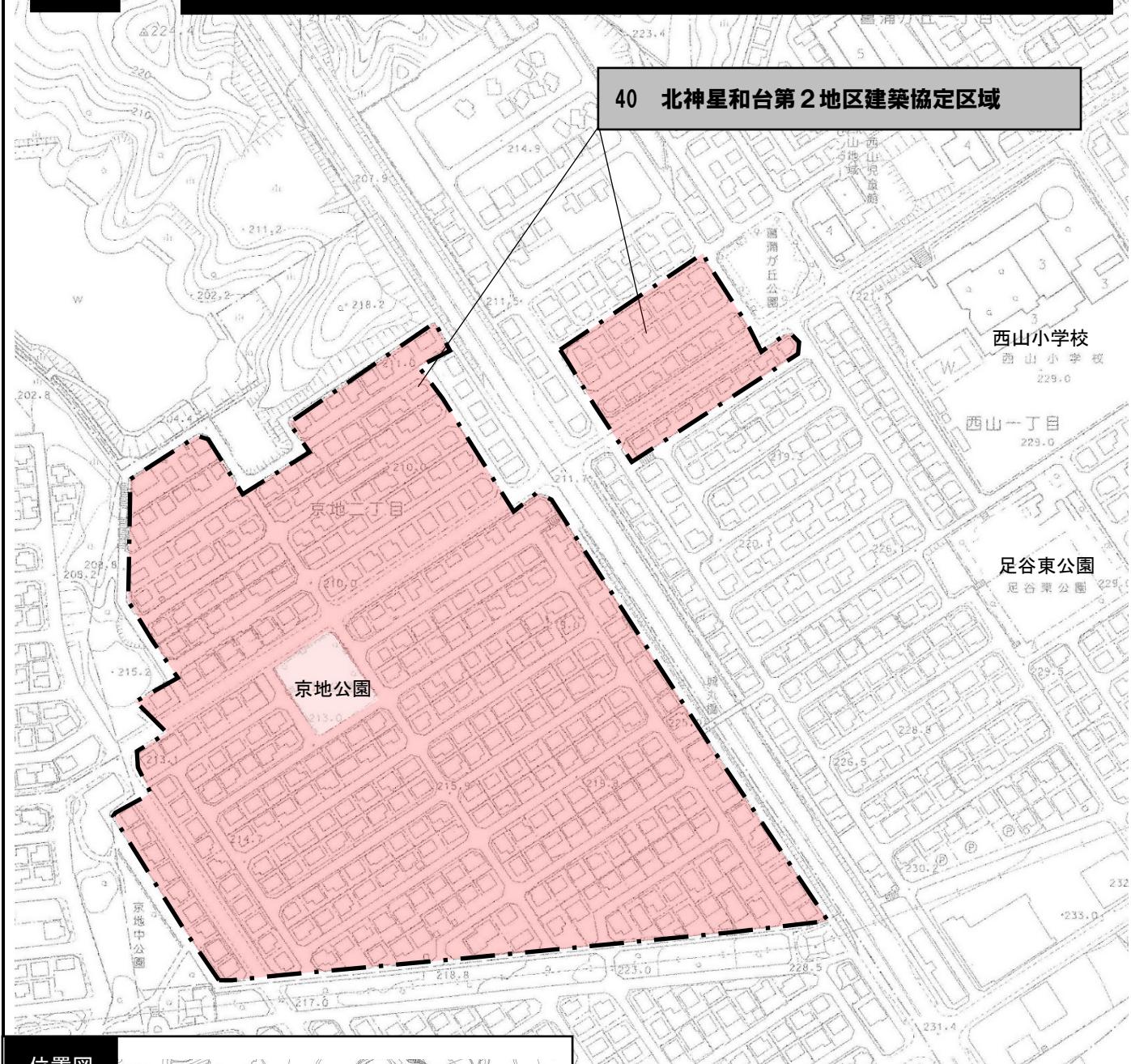
運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

40

北神星和台第2地区

40 北神星和台第2地区建築協定区域



位置図

